

平成 26 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅱ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号（2 箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の 3、5、8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 商 法

〔問 題〕

## 【事例】

甲株式会社（以下、甲社という）は取締役会設置会社であり、取締役には代表取締役 A のほか、取締役 B 及び社外取締役 C がいる。また、A、B 及び C は、甲社の株主でもある。甲社の事業は最近不振であり、A は事業の立直しはむずかしいと考え、事業の全部を乙株式会社（以下、乙社という）に譲渡することを B 及び C に提案したが、C は経営努力が足りないとして反対していた。

平成25年7月1日に開催された甲社取締役会において、A は甲社の事業全部を乙社に対して譲渡する旨を株主総会の目的である事項にすると提案し、出席した A 及び B が賛成し、承認された。この取締役会について、A は C に対し招集通知を発していなかった。A は、取締役会の承認が得られたとして、その日のうちに、株主総会の招集通知を、C を除く株主に対して発し、平成25年7月16日に株主総会を開催して、上記事業譲渡については出席株主が全員賛成し、承認された。

## 【設問】

上記の事例に関し、次の1及び2に答えなさい。

- 1 平成25年7月1日に開催された甲社取締役会の決議は有効か。
- 2 平成25年7月16日に開催された甲社株主総会の決議は有効か。



# 民事訴訟法

〔問 題〕

【事例】

Xは、甲土地がYにより不法に占拠されているとして、Yを被告として、甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。この訴訟の口頭弁論において、Xは、甲土地は、もともと亡父Aが所有していたものであり、その後、Aの死亡により自分が相続したものであると主張した。

【設問】

以下の各問について論じなさい。なお、各問は相互に関連しない。

問1

Yは、この訴訟の口頭弁論において、Aが甲土地の所有者であったことは認めるが、Aは生前に甲土地を自分に売却していたと主張した。このYの主張は、訴訟法上、どのような意味や効果をもつか。

問2

Yは、甲土地の賃借権の抗弁を提出し、裁判所は、これを認めてXの請求を棄却した。この判決の確定後、Xは、再び、甲土地の明渡しを求める訴えを提起し、賃料不払いによる賃貸借契約の解除による終了を主張した。裁判所は、この訴えをどのように取り扱うべきか。



# 刑事訴訟法

〔問 題〕

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

1 警視庁三田警察署三田通交番に勤務する警察官 K は、平成25年 8 月30日午後 6 時15分頃、警察無線により、同日午後 6 時頃に被害者甲が東京都港区三田 2 丁目の路地でひったくりの被害に遭ったこと、犯人は男で、白い T シャツを着て青いジーンズを履き、黒いヘルメットをかぶり、ナンバープレートを折り曲げた水色のスクーターに乗っていたこと等を知った。K は犯人と遭遇する可能性を意識しつつ、付近で警ら活動に従事したところ、同日午後 7 時頃、上記ひったくり事件の現場から約300メートル離れた地点で、アパートの前に水色のスクーターを停めてスクーターから降りようとしている男（乙）の姿を認めた。

乙は手ぶらであり外部から確認できる携帯品・所持品はなく、被害品の鞆やその中身と思しきものは見当たらなかったが、ヘルメットの色やスクーターの形状・色は上記警察無線により知ったひったくり犯のそれと類似していた。そこで、① K は、ちょうどスクーターから降りて歩き始めた乙に「警察です。ちょっとお話を聞かせてください。」などと声をかけながら乙に駆け寄ったが、乙が無視している様子だったので、乙の左肩に手をかけた。すると、乙はその場に立ち止まったが、K に運転免許証の提示を求められてもこれに応じず、同日午後 6 時前後の行動について尋ねる K の質問に一切答えようとしなかった。

2 K が犯人らしき男を発見したとの報に接した警察官 L は、同日午後 7 時15分頃、甲を連れて乙と K がいるアパートの前に赴いたところ、甲は即座に「こいつが犯人です。走り去るスクーターにまたがっていた犯人の後ろ姿ははっきりと見えた。背格好がそっくりだ。間違いありません。」などと述べた。一方、乙は、甲の姿を認めると急に落ち着きを失いそわそわした素振りをし始め、甲の上記発言を耳にすると、「俺は何も知らない。ひったくりなんかやってない。濡れ衣だ。」などと必死に叫んで犯人であることを頑なに否定した。

3 K らは、応援に駆け付けた警察官 M らとともに質問を継続したが、騒ぎを聞きつけた人々が集まり始め、交通の妨げにもなったことから、② 同日午後 7 時30分頃、乙に対して「野次馬も出てきたし、ほかの人の邪魔になるから警察に行こう。」などと言いながら、乙の背中を強く押して、約 10 メートル離れたところに止めてあった上記パトカーまで連れて行った。K は乙の腰のベルトをつかみつつ、後部ドアを開け、

乙に乗車するように言った。乙は、「行きたくない。俺は何もやっていない。」「もういい加減、解放してくれ。しつこいぞ。」などと言って拒否し、足を踏ん張ったり、パトカーの屋根や同ドアを手でつかんだりして、その場にとどまろうとした。しかし、Kは、右手で乙の腰付近を押して同ドアの方へ押しやり、なおも「乗りたくない。嫌だ。」などと言って頑強に抵抗する乙の左肩を左手で押して、乙を後部座席に乗り込ませ、自らは乙の右横に座るとともに、乙の左横にMを座らせて、パトカーを発進させ、直線距離で約1キロメートル離れたところにある三田警察署に連れて行った。パトカーによる移動に要した時間は6分ないし7分であった。

- 4 三田警察署に到着すると、乙は観念した様子で、ひたくりの事実を認めた上で、ひたくれた鞆の中に財布など金目のものがなかったのを、被害品は犯行現場から約500メートル離れた公道上のごみ集積場に捨てたと供述した。被害品の鞆は、乙の自供のとおりのもので発見された。

そこで、三田警察署の司法警察員Nは、同日午後8時30分頃、乙を窃盗の被疑事実により緊急逮捕した。Nは直ちに裁判官に逮捕状を請求し、同日午後11時、その発付を得た。検察官は、同年9月1日午前10時に乙の身柄の送致を受け、所要の経路を経て、同日午後2時、裁判官に勾留を請求し、③ 勾留状が発付されて、直ちに執行された。

**【設問】**

下線部①及び②のKらの行為の適法性を検討した上で、下線部③の勾留の適否について論じなさい。

